



図-2.2.5 低周波音の調査地点位置

(建設機械・船舶の低周波音：国立沖縄工業高等専門学校、辺野古集落の計2地点)

(資機材運搬車両等の低周波音：国立沖縄工業高等専門学校、世富慶、松田の国道329号沿道、辺野古集落の工所用仮設道路沿道の計4地点)

2.3 地下水の水質

表-2.3.1 環境監視調査の項目及び手法の概要

区分	計画の概要
調査項目	・地下水の水位及び水質
調査地点・ 範囲	・埋立土砂発生区域全域（改変区域） （図2.3.1）
調査時期・ 期間	・工事期間中の豊水期、渇水期の年2回
調査方法	・埋立土砂発生区域全域を踏査し、地下水の湧出状況を目視で確認。 ・時間あたりの湧出量を測定
備考	・地下水の水位及び水質

表-2.3.2 環境影響の程度が著しいと判断する基準の概要

区分	計画の概要
環境監視 基準	・一部の地点で約0.43m ³ /日（1m改変幅単位当たり）の地下水が湧出すると予測されていることから、地下水の湧出が認められた場合とする。
確認・対応 の方法	・湧出状況を目視確認する。湧出が確認された場合、湧出する区域に透水管等を設置し、湧出水を下流域に戻すなどの対策を講じる。
備考	—

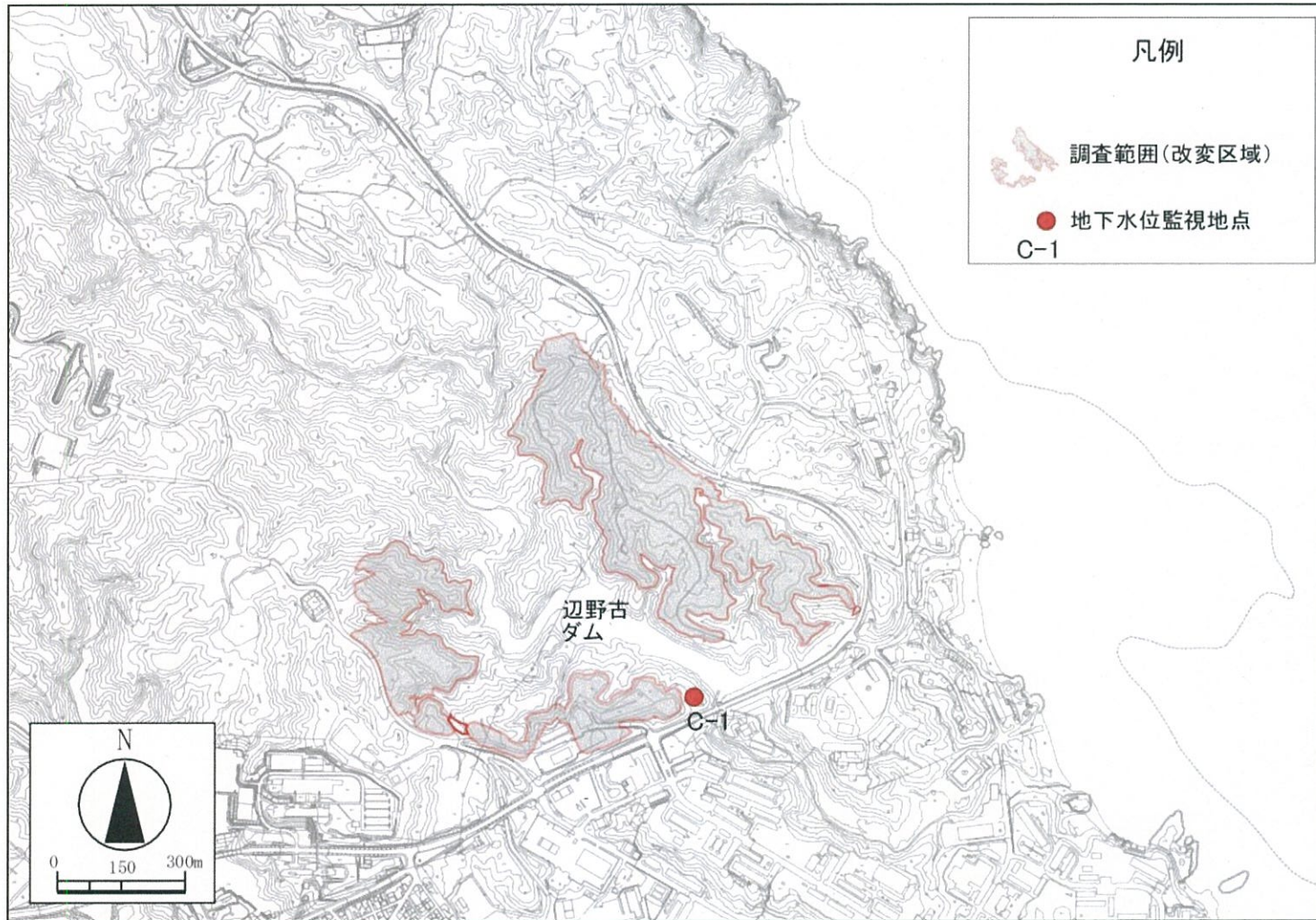


図-2.3.1 地下水の水質の環境監視調査範囲

2.4 サンゴ類（全域の状況監視）

表-2.4.1 環境監視調査の項目及び手法の概要

区分	計画の概要
調査項目	・サンゴ類の生息被度、生息状況、食害生物の出現状況等
調査地点・範囲	・環境影響評価において現地調査を実施した区域（松田地先～嘉陽地先）のうち、事後調査で実施するライン調査及びスポット調査を補完する位置（図-2.4.1）
調査時期・期間	・工事期間中、夏季～秋季及び冬季～春季の年2回
調査方法	・マンタ法により調査船に曳航された潜水調査員が海底を目視観察し、サンゴ類の生息被度、食害生物の出現状況、白化の状況、土砂の堆積状況等を定性的に記録する。
備考	—

表-2.4.2 環境影響の程度が著しいと判断する基準の概要

区分	計画の概要
環境監視基準	・環境監視調査の結果は、事後調査の結果を解析する際の参考データとして整理する。
備考	—

2.5 海藻草類（全域の状況監視）

表-2.5.1 環境監視調査の項目及び手法の概要

区分	計画の概要
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 海藻草類（クビレミドロを含む）の生育被度、生育状況等
調査地点・範囲	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価において現地調査を実施した区域（松田地先～嘉陽地先）のうち、事後調査で実施するライン調査及びスポット調査を補完する位置（図-2.5.1）。 クビレミドロについては、これまで生育が確認されていた久志地区等の干潟域で実施。
調査時期・期間	<ul style="list-style-type: none"> 海藻草類は、工事期間中、海藻草類の繁茂期及び衰退期の年2回実施。 クビレミドロは繁茂期である春季とし、干潟上の生育状況の把握に適した大潮期に2回実施。
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 海藻草類は、マンタ法により調査船に曳航された潜水調査員が海底を目視観察し海藻草類の生育被度、生育状況等を定性的に記録する。 クビレミドロは、干潟上を踏査により目視観察し、クビレミドロの生育範囲、生育被度を記録する。
備考	—

表-2.5.2 環境影響の程度が著しいと判断する基準の概要

区分	計画の概要
環境監視基準	<ul style="list-style-type: none"> 環境監視調査の結果は、事後調査の結果を解析する際の参考データとして整理する。
備考	—

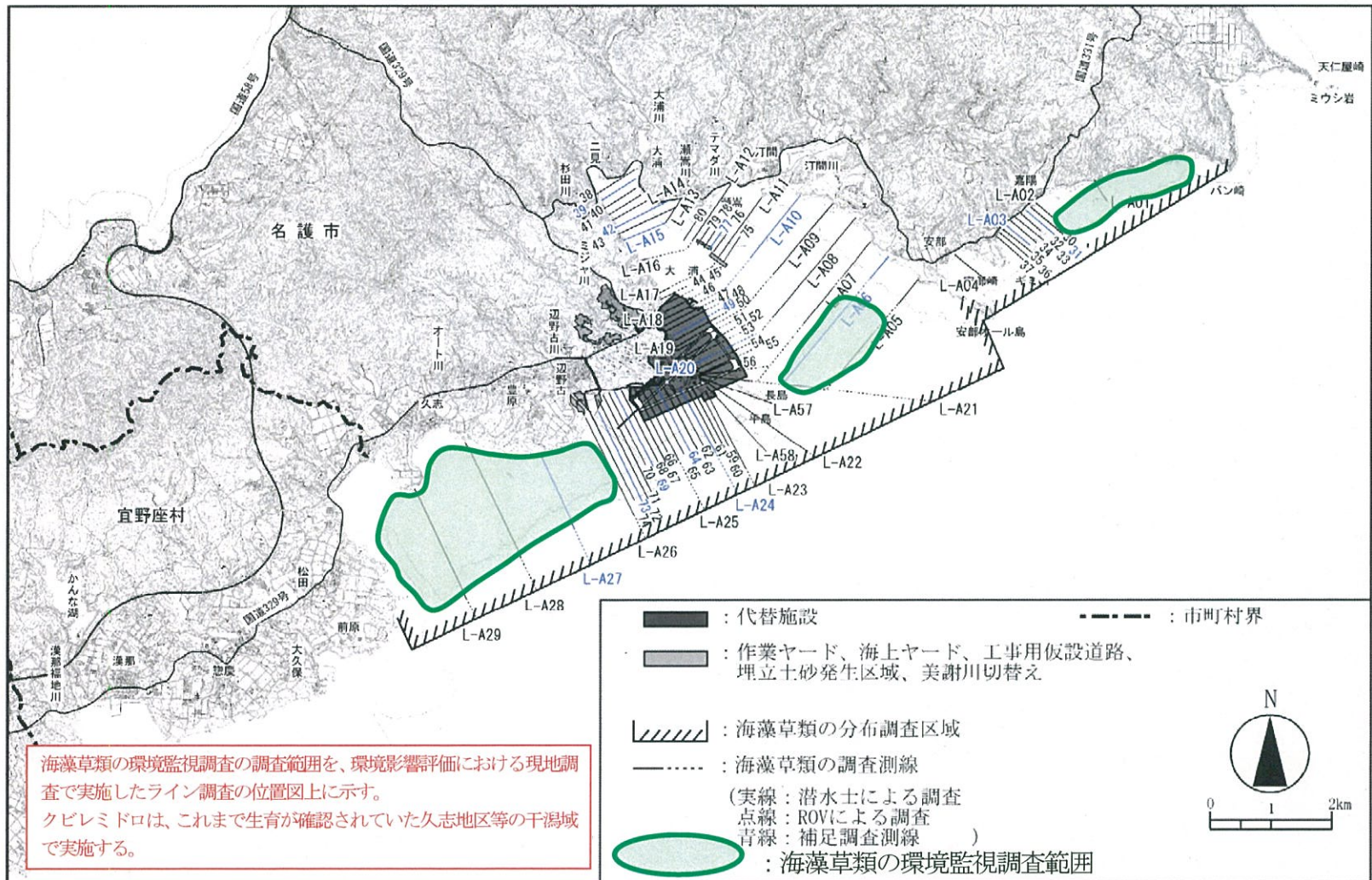


図-2.5.1 海藻草類の環境監視調査範囲

2.6 陸域動物（鳥類等）

表-2.6.1 環境監視調査の項目及び手法の概要

区分	計画の概要
調査項目	・鳥類等の営巣状況の確認
調査地点・ 範囲	・事業実施区域及び直近で営巣を確認した箇所とする。 (図-2.6.1)
調査時期・ 期間	・調査は工事直前から工事期間中の繁殖期間(主な繁殖期は春季から初夏)に実施。 ・カラスバトは繁殖期が秋季から冬季とされていることから、秋季から冬季にかけて確認する。 ・営巣が確認される場合は週1回、繁殖・営巣状況を確認する。
調査方法	・工事前に工事区域及びその周辺の事前踏査を行い、重要な鳥類の繁殖や営巣を確認した場合、工事騒音を測定し、その測定値が70dB以上となった際は、繁殖状況や行動を双眼鏡や望遠鏡(スポッティングスコープ)を用いた目視観察により観察し記録
備考	—

表-2.6.2 環境影響の程度が著しいと判断する基準の概要

区分	計画の概要
環境監視 基準	・工事騒音が70dBを超える範囲内で確認した重要な鳥類の繁殖状況や行動状況が、騒音によって回避行動が頻繁に認められた場合とする。
確認・対応 の方法	・回避行動が認められる判断は、適宜、専門家等の意見を聴取し判断する。 ・また、判断基準の超過が確認された場合の対応としては、確認した繁殖地近辺での70dBを超えるような作業を一時中断するなど、必要な対策を講じる。
備考	—

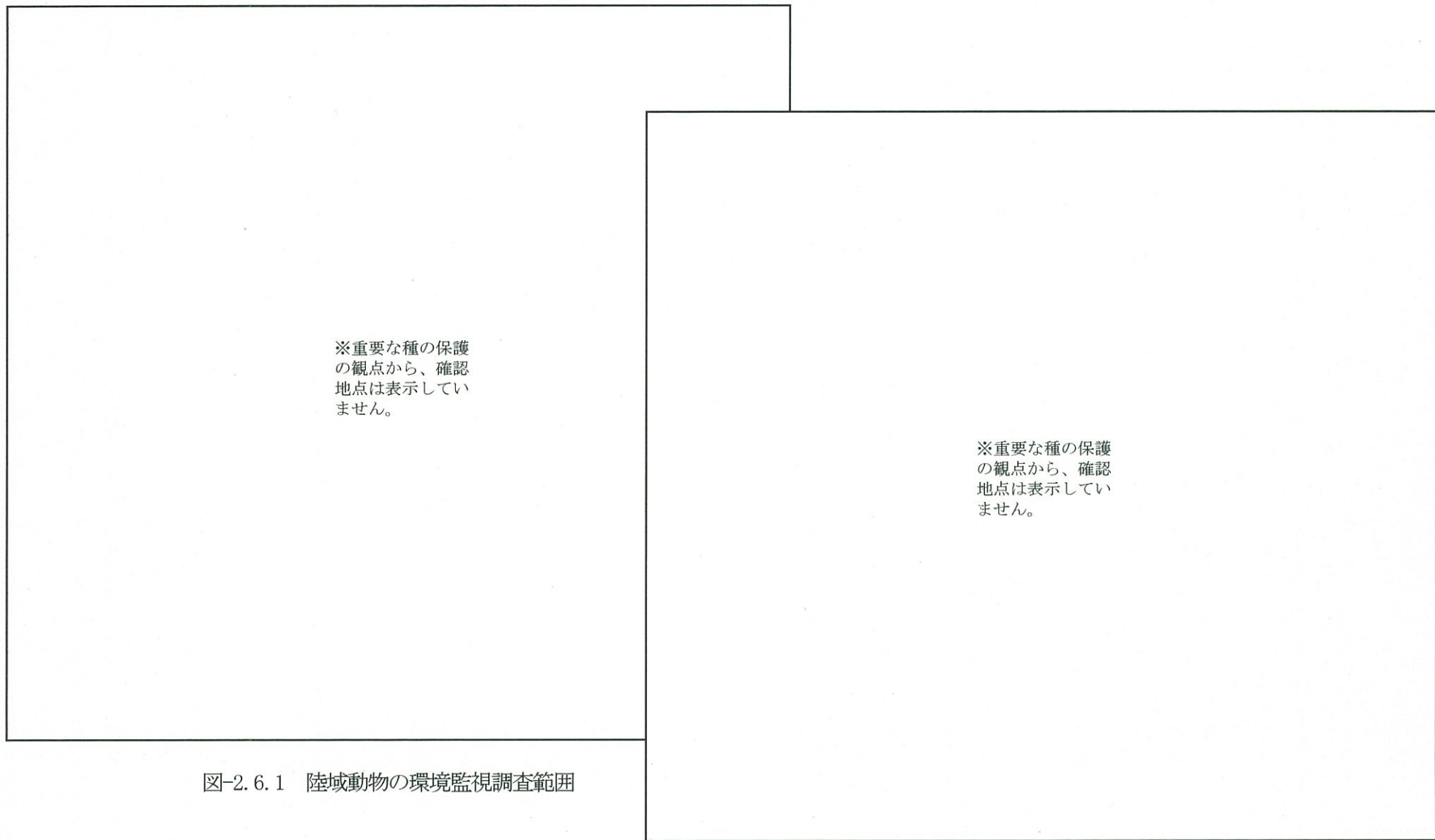


図-2.6.1 陸域動物の環境監視調査範囲